

平成29年度 入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	平成29年9月6日(水) 広島合同庁舎4号館1階共用12号会議室
委員	森嶋 久雄 (委員長/不動産鑑定士) 伊藤 博文 (委員長代理/税理士) 谷村 吉弘 (客員研究員) 田邊 尚 (弁護士) 川西 澄 (大学院准教授)

I 建設工事等に関する審議

審議対象期間	中国四国防衛局 平成29年3月1日～平成29年6月30日		
審議対象件数	24件		
1. 入札状況について(参加資格の設定、指名及び落札決定の経緯等について)			
抽出件数	5件	(審議概要) 「抽出案件」 ・建設工事 ・建設コンサルタント業務等 「報告事項」 ・低入札事案について ・不調事案について ・指名停止等の措置状況について	
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)		0件
	一般競争(政府調達協定対象外)		4件
	公募型指名競争		0件
	指名競争		0件
	随意契約		0件
建設コンサルタント業務等	1件		
	意見・質問	回答	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【抽出案件】 ○建設工事 【一般競争入札】(政府調達協定対象外)(1者応札) 《岩国飛行場(H28)燃料地区整備土木工事》 ・本件は1者応札となっているが、その理由はどのようなことが考えられるか。	・一般競争入札の結果であり、参加者が少ない理由を断定することは困難であるが、同時期に他の工事が多数出ているなど、技術者等の確保が困難だったのではないかと考えられる。また、工事内容は単純なものであるため、工事の内容が1者応札の要因ではないと考えている。 ・本件は概算額が2,900万円と低かったため、入札参加資格を土木のC又はDランクとし、更に地域を山口県で限定していた。山口県全体の業者数はCランクは45社、Dランクは85社であったが、履行場所近傍の岩国地区においてはCランクは9社、Dランクは17社で、これまでこの地区ではDランクの応募及び応札をほとんど行っていないことから、工事実績を有する者が少ないことなどが応募者数が少なかった一因なのではないかと考える。	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【一般競争入札】（政府調達協定対象外） 《岩国（28補）庁舎改修建築 その他工事》</p> <p>・本件は3社が参加し、1回目 で落札しているが、落札率が9 8.51%と高落札率である。 高落札率の理由としてはどのよ うなことが考えられるか。</p> <p>・仮に、低入札だったB社が追 加資料を提出し施工体制の確認 ができた場合、C社との順位は どのようになるのか。</p> <p>【一般競争入札】（政府調達協 定対象外） 《美保（28）既設建物解体工 事》</p> <p>・本件は3社が参加し、2回目 で落札しているが、落札率が9 1.75%とかなり低くなって いる。落札率が低くなった理由 として、どのようなことが考え られるか。</p>	<p>・本件は28年度補正予算で発注 し、当初3社の応札があった。入 札の結果、A社は予定価格超過、 B社は1番札であったが低入札と なり施工体制確認の追加資料を求 めたが、資料提出ができない旨の 申し出があったため無効となっ た。その結果、2番札であったC 社が最終的に落札した。</p> <p>・岩国基地内の各工事において は、職人不足のため一般的な積算 方法では実勢価格と乖離が生じて いたため、「見積活用方式」という 積算方式を採用した。</p> <p>この方式は、入札参加者から見 積を徴収し、ヒアリングにより見 積価格の妥当性を検証し、積算価 格に実態に見合った価格を反映さ せる方式であり、今回は多くの工 種に適用している。</p> <p>従って、入札参加者の見積が直 接工事費に反映され、経費計算方 法を公表していることから、官側 の積算価格の類推は比較的容易で あり、結果として高落札率になっ たものと考えている。</p> <p>・B社の施工体制評価点を仮に0 点として評価値を再計算すると、 B社の評価値はC社の評価値を下 回りC社が落札となる。</p> <p>・1回目は3社とも予定価格超過 であったが、2回目は3社とも予 定価格の範囲内であり、施工体制 評価点に技術提案の評価点等を加 えて評価値をつけている。落札し たA社は、本社・支社が米子市・ 境港市に近く施工実績も不足して いるために、技術提案の評価点に ついて地域精通度及び工事实績に 加点が無く、他社と比較して低い 点になるものと想定したため、入 札において低い金額で応札したも のと思われる。実際B・C社と比 較してA社の技術提案評価点は一 番低く3番目であるが、入札額が 一番低いため最終的な評価値で順 位が1番となっている。</p> <p>・本工事は木造建物の解体工事 であるが、国土交通省の積算基準 では解体工事の規定がないため、 見積による積算を行っている。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・見積採用し入札に参加した2社とはB社とC社か。</p> <p>・A社の見積は、見積をもらった3社の中で最も安価だったのか。</p> <p>・見積は3社のみで依頼したのか。</p> <p>・見積を提出したところは入札に参加するとは限らないのか</p> <p>【一般競争入札】（政府調達協定対象外） 《松山（28）小野法面整備工事》</p> <p>・2者参加で3回目の落札となっているが、落札率が99.64%とかなり高落札率である。高落札率の理由として考えられること及び入札状況について説明されたい。</p> <p>・入札を3回目まで行ったことが高落札率につながったのか。</p>	<p>今回は建設会社3社から見積を徴収し、それを査定することにより積算価格を算定している。当方が見積の査定を行うにあたって、見積価格をそのまま採用するわけではなく、ヒアリング等により内容を吟味した金額を積算価格として採用している。</p> <p>今回、1回目の入札で各入札業者は当方が査定する前の自社の見積により入札を行ったため、全社予定価格超過となったと考えられる。その後、2回目の入札では適正な施工体制が図れる範疇での値引きをしたため、ご指摘のような結果になったと考えている。</p> <p>・A社とC社である。</p> <p>・そうである。</p> <p>・5社に見積依頼し、内3社に協力して頂いた。</p> <p>・見積提出には協力するものの、発注のタイミング等で入札には参加しない会社もある。</p> <p>・1回目は2者が入札したがA社は予定価格超過、B社は予定価格内であったが低入札となり、施工体制確認の追加資料を求めたが、資料提出ができない旨の申し出があり無効となったため、2回目以降の入札はA社のみ行っている。A社の入札は2回目も予定価格超過であったが、3回目の入札で落札となった。</p> <p>・本件の工事現場近傍は、住宅地であり、進入路が限定されること及び騒音対策等の作業制約が想定されることから、入札参加者はそれらに要する経費が必要と考えあまり値引きができず、入札額が高くなったのではないかと考えている。</p> <p>・恐らく2回目の応札額が業者としてかなり落とした額であり、3回目は応札可能な限度に近い額であったものと思われる。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>○建設コンサルタント業務【一般競争入札】(1者応札)《美保地区(28)防衛施設整備監理業務》</p> <p>・本件は1者応札となっているが、その理由としてどのようなことが考えられるか。</p> <p>・統合監理業務を請け負った受注者はどこで業務を行っているのか。</p> <p>・美保基地では様々な種類の建物・施設の整備を行っているとの説明があったが、本件の統合監理業務の受注者には、建築・土木・機械等の何らかの専門性を求めているのか。</p> <p>・24・26・28年度の統合監理業務は結果として同じ会社が請け負っているとのことであるが、仮に3件を別の業者が請け負った場合には、貴局の業務が困難になるのではないか。</p>	<p>・美保基地では、C-2やCH-47の受入のため、平成23年度から多くの施設整備を継続的に行っており、それらの工事の統合監理業務を24年度業務(24年度末～26年度末)、26年度業務(26年度末～28年末)と継続的に発注している。</p> <p>本件はそれらに引き続き、28年度業務(28年度末～29年度末)として発注したものである。一番最初に発注した24年度業務の入札では、2社の応札があったが、26・28年度業務は、24年度業務を落札した会社のみが応札している。</p> <p>美保基地は「飛行場」であるという特殊性があることや、本件が24年度からの継続事業であるため現契約者の有利性があると考えられることなどから、他のコンサルタントが参加しにくかったのではないかと考えている。当方としては他のコンサルタントが参加されても特段の問題はないと考えている。</p> <p>・美保基地には当局の監督官が執務を行うための監督官事務所を設置しており、統合監理業務もその建物を執務室として業務を行っている。</p> <p>・本件の統合監理業務は、様々な工事の全体的な総合マネジメントを行う業務であり、個々の建物の施工監理はそれぞれ別契約で発注している。</p> <p>総合マネジメントを行うには、建築又は土木の資格が必要であると考え、入札参加条件に明示している。</p> <p>・ご指摘の通り、同一社の方がスムーズではあると思われるが、別の会社でも特段の問題はないと考えている。</p>

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【報告事項】 ○低入札事案について（1件） ○不調事案について（0件） ○指名停止等の措置状況について（3件）	・なし ・なし ・なし
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0件	(審議概要) なし
工 談合情報	0件	
事 点検結果疑義	0件	
業 談合情報	0件	
務 点検結果疑義	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし	なし
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

3. 入札結果の事後的・分析結果について		
審 議 概 要	なし	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意 見 ・ 質 問	回 答
	なし	なし
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし	

4. 再苦情処理（再説明請求回数）					
再苦情申立件数 (再説明請求件数)		総件数	0 件	(備考) なし	
建 設 工 事	一般競争（政府調達協定対象外）		0 件		
	公 募 型 指 名 競 争		0 件		
	指 名 競 争		0 件		
	随 意 契 約		0 件		
建設コンサルタント業務等			0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)		申立日	件 名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意 見 ・ 質 問		回 答		
	なし		なし		
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし				

II 契約実施機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：海上自衛隊

審議対象期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日	
審議対象件数	10,172件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	14件	(審議概要) 抽出案件 ・一般競争契約 ・指名競争契約
一般競争	7件	
指名競争	7件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【一般競争入札】（1者応札） 《電気の需給》 呉地方総監部 落札率：－％ 応札者：1者</p> <p>・本件は一者応札であるが、本件以外の電気の需給は一者応札となっていない。その相違点、要因は何か。</p> <p>・近隣部隊の応札状況はどうか。</p> <p>・本件は年間契約であるが、原油価格や為替の変動リスクに対してどのように対処しているのか。</p> <p>・A社が落札した他の契約案件についても落札率は概ね100％であるが、該社が約款で定めたものより安価な単価で応札する可能性はないのか。</p> <p>・前年度と支払額は大きく異なるのか。</p>	<p>・本件の前年度契約である27年度分はA社及びB社の2者応札であったが、本件（28年度分）については公告期間を1か月設けたにも関わらず、前年度落札業者A社のみが応札となった。B社は本件の応札前に倒産している。なお29年度分はA社及び新規業者C社の2者応札となっている。</p> <p>28年度以前の不参加理由について、C社に確認したところ、契約電力（使用最大電力）が高くないと利潤が見込めないこと及び「電気の供給」関連の入札が2月に集中していることから、優先順位をつけ応札しているとのことであった。</p> <p>・近隣部隊においても2、3者の応札である。</p> <p>・燃料費調整経費等についてはA社の約款の記述に基づき別途処理している。</p> <p>・A社は送配電事業者でもあり、多くの事業者等にも供給していることから、単価を切り崩す可能性は低いものとする。このため競争性が高い入札案件については落札ができないといった傾向にある。</p> <p>・前年度と比較すると使用量・単価ともに変動しているが、総支払額で見れば大きく変動はしていない。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・参加可能業者は何者くらいあるのか。</p> <p>・A社は積極的な値下げをしない傾向があるが、他者と競合した場合、A社が落札する可能性は極めて低いということか。</p> <p>【一般競争入札】(一者応札) 《信号変換器 K-CV-067-1外5件》 呉地方総監部 落札率：100% 応札者：1者</p> <p>・一者応札であり、落札率100%の要因は何か。</p> <p>・本件は1回目の応札金額に対し2回目の応札でマイナスの調整額が計上され落札率100%で落札となっているが、この調整額に不自然な点はないか。</p> <p>・予定価格を算定する際に、見積は徴取したのか。</p> <p>・見積価格を予定価格の参考としたか。</p> <p>・この信号変換器等は特殊なもので国内ではD社のみ製造しているのか。</p> <p>・仮に他の応札業者が存在したとしてもD社の代理店しかないということか。</p> <p>・信号変換器等は定期的に交換、購入するものか。</p> <p>・D社は海上自衛隊の所在地に事業所があるようであるが、自衛隊に特化した会社か。</p>	<p>・公告により仕様書を要求した業者は複数あるが、契約電力が高い案件にのみ参加する業者が多く、2、3者の応札となっている。</p> <p>・各社とも契約条件によって複数の単価を設定していることから、特定の業者が落札するとは限らないと考えている。</p> <p>・本製品はカタログ製品であることから1か月の公告期間を設けて一般競争入札に付したが、D社のみの1者応札となった。 D社は、過去に信号変換器の契約実績があったため、その契約価格を基に予定価格を算出しておりこれが落札率100%の要因と考えている。</p> <p>・調整額の内訳等は不明であるが単価として計上されているものがカタログ価格・定価であり、調整額は値引き可能額と考えている。</p> <p>・D社から見積を徴取した。</p> <p>・前述のとおりD社の実績価格を基に予定価格を算定しているが、その際に見積価格と比較を行い予定価格が安価であることを確認した。</p> <p>・護衛艦等に装備され、耐振動性、耐環境性を要するものであり、一般流通経路で取り扱われるようなアイテムではない。また、D社以外の製造業者の存在については未だ確認が取れていない。</p> <p>・他に同等の性能を有する同等品を製造する業者が存在すれば複数者の競争になると考える。</p> <p>・艦の改造工事や修理に合わせて、必要な都度調達を行っている。</p> <p>・通信機器の会社であり、その傾向はある。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・信号変換器等は機能的に特殊な部分はないものと考えているが、防衛装備品ということから国産品でないという問題があるのか。</p> <p>・本件を一般競争入札とする必要があるのか。</p> <p>【一般競争入札】（1者応札） 《固定式除湿機》 呉地方総監部 落札率：100% 応札者：1者</p> <p>・一者応札であり、落札率100%の要因は何か。</p> <p>・弾薬庫は中国四国管内に何箇所あるのか。また、他の弾薬庫の契約実績と比較することも検討する必要があるのではないか。</p> <p>・初度公告時の入札価格と再度公告後の予定価格に関係性はあるのか。</p> <p>・初度公告時の2度の入札で落札者が出なかった場合、再度公告せずに商議してもよいのではないか。</p>	<p>・信号を変換するだけのものではあるが、多数の機器を経由することから電気的な部分のみではなく、耐震性、耐環境性を重視している。外国製でも問題はないが、管理、整備・修理をすることから国産品の方が使用しやすい。</p> <p>・本製品はカタログ製品であることから他社の取り扱い及び同等品の可能性を考慮して一般競争入札としている。数年間の状況を見て他に取り扱う者がいないようであれば、ご指摘のとおり考慮しなければならないと考えている。</p> <p>・本件は、呉弾薬整備補給所の弾薬庫内を除湿するための除湿機を換装したものである。 本件の入札は、当初の公告の際、E社及びF社の応札があったが、第2回入札で2者とも辞退であったため再度公告を実施した。再度公告時の入札では、E社のみの応札で、第1回入札で落札となった。</p> <p>・弾薬庫の数については、米軍及び陸海空各自衛隊に点在しているため全ては把握していない。また本件のような換装工事については各部隊での個別契約となること及び各弾薬庫内の形状等により除湿器の性能が異なることから、他自衛隊部隊等の実績を比較することは難しいと考える。</p> <p>・本件については、24年度に呉弾薬整備補給所で同内容の除湿器換装工事の実績があったことから初度公告時の予定価格は24年度入札結果をE社・F社の見積りに加味して算定を行った。再度公告時の予定価格は、E社の見積りに対し初度公告時のE社の応札結果を加味して算定を行った金額が、E社の初度公告時の応札額よりも高額であったため、E社の初度公告時の応札額を採用している。</p> <p>・再度公告することにより、新たな応札者が現れることを期待したが、新たな応札者がいなかったことから、結果的に商議と</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・ E社・F社の応札額に大きな差があるがなぜか。</p> <p>【指名競争入札】（複数者応札） 《「水中処分母船4号」定期検査（造船所工事）ほか》 呉地方総監部 落札率：99.70% 応札者：4者</p> <p>《「練習船13号」定期検査ほか》 呉地方総監部 落札率：99.74% 応札者：4者</p> <p>《多用途支援艦「げんかい」年次検査（造船所工事）ほか》 呉地方総監部 落札率：98.97% 応札者：2者</p> <p>《「交通船2152号」定期検査》 呉地方総監部 落札率：99.63% 応札者：4者</p> <p>《「油船203号」定期検査ほか》 呉地方総監部 落札率：99.51% 応札者：5者</p> <p>《「油船25号」定期検査ほか》 呉地方総監部 落札率：99.71% 応札者：5者</p> <p>《「設標・救難船2号」定期検査ほか》 呉地方総監部 落札率：99.37% 応札者：6者</p> <p>・潜水艦等の定期検査は機密事項もあることから1者応札で高落札率となるのは理解できるが、本件はいずれも練習船、油船等の定期検査・年次検査であり、複数者応札でありながら、いずれも99%台の高落札率となっている。入札参加者、経過を確認したい。</p> <p>・修理の周期について説明されたい。</p>	<p>同様の結果となったものである。</p> <p>・仕様を満たす機種の相違等によるものと考える。</p> <p>・公募により審査に合格した複数の業者による指名競争を実施したが、2回の入札を行っても落札者が出なかったため、2回目入札時の1番札の業者と商議して契約した。このため高落札率になったものと考える。</p> <p>・年次検査は毎年、定期検査は鋼船が5年、FRP及び木造船は4年、潜水艦は3年周期で実施することとされている。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 件を落札した業者があるが、1 件あたりの工員数、造船所の能力に問題はないか。 ・ 履行場所が船内、造船所とあるが、基本的には船内と解釈してよいか。 ・ 修理中に不具合が発見された場合はどのように処置するのか。 ・ 多用途支援艦以外の修理業者に偏りが見受けられるが、どのような理由が考えられるか。 ・ 過去の落札業者が有利であるにも関わらず、それ以外の業者が入札に参加するのはなぜか。 ・ 盤木以外に過去の修理造船所が新規の修理造船所に比して、有利な点はあるか。 ・ 新規業者が修理すると効率性、競争性等が損なわれることがあるか。 <p>【一般競争入札】（複数者応札） 《軽油 2 号（艦船用）免税》 呉地方総監部 落札率：99.63% 応札者：4 者</p> <p>《軽油 2 号（艦船用）免税》 呉地方総監部 落札率：73.61% 応札者：4 者</p> <p>《軽油 2 号（艦船用）免税》 呉地方総監部 落札率：83.12% 応札者：2 者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高落札率案件と競争性が働いた落札率となった案件について、その相違点を説明されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募手続きにより能力を有する業者のみを指名しているため問題はない。なお該社は同時に 7 隻まで修理可能である。 ・ 造船所に船を回航して修理するので船内である。 ・ 変更契約で対応している。 ・ 修理船は入渠時に盤木という枕木が必要となるが、盤木は各修理船専用となることから、各修理船に係る過去の落札業者に有利な面があるのは否定できない。 ・ 明確な理由は不明であるが、指名競争により官が指名するため応札するのではないかと考える。 ・ 船ごとの修理に関する特有のノウハウ（知識）、船の特性、部品の交換時期等を知っていることが、有利な点となっていると考える。 ・ そうしたことは特にない。公募の段階で新規業者、撤退業者もあり、業者の入れ替わりがあることから、競争性は確保されていると考える。 ・ 落札率 99.63% の案件は遠洋練習航海であり、練習艦等 3 隻が 13 か国 16 寄港地で燃料搭載を行った。落札率 73.61% の案件は、東南アジア 3 か国 3 寄港地で護衛艦 1 隻が燃料搭載を行った。落札率 83.12% の案件は、オーストラリアで護衛艦 2 隻及び潜水艦 1 隻が 3 回の燃料搭載を行った。遠洋練習航海用燃料の契約が

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・契約方式の概算とは何か。</p> <p>・概算レートが高いと予定価格も高くないか。</p> <p>【一般競争入札】（複数者応札） 《ボイラー設備等保守管理役務》 呉地方総監部 落札率：99.62% 応札者：3者</p> <p>・ボイラー管理役務については平成27年度の入札監視委員会において落札率100%であることから審議対象としたが、業者間で落札案件の住み分け等が疑われることから継続審議事案となり、平成28年度の入札監視委員会では呉地方総監部の近傍部隊におけるボイラー管理役務の契約状況について、平成23年度以降の資料に基づき再審議を行っている。本年度も同様の観点から、29年度契約分の実績も踏まえて入札状況等を説明されたい。</p> <p>・新規業者は、どのような経緯で入札に参加したのか。</p> <p>・新規業者の入札参加に関し、条件等はあるのか。</p>	<p>高落札率となったのは、一般的でない寄港地での給油が複数あったため、応札金額に業者側のリスクが反映されたためと考える。</p> <p>・当初契約時点での為替レート及び燃料搭載予定数量はあくまで仮の数値であり、履行完了後に実績の為替レート及び燃料搭載量で精算するため、この項目を概算としている。</p> <p>・官側は予定価格算定時に採用する為替レート及び燃料搭載予定数量を各応札業者に示した上で入札を行うため、この部分で考え方の相違が官民間で生じるといった問題は起こらない。</p> <p>・本件は、呉病院のボイラー管理役務契約で、毎年度契約を含む継続事業である。本件を含めた6か所の類似案件の23年度から28年度までの入札状況及び落札業者等については、落札結果の規則性について疑義はあるものの、一方で業者間調整等を確信させるまでの根拠は乏しいと思われる。また29年度については6か所中2か所において、それぞれ新規業者の参入があり、入札の結果、各新規参入業者が落札をしているという結果を踏まえ、今後更に競争性が発揮される事を期待する。</p> <p>・詳細は不明である。なお当該業者は沖縄と広島にそれぞれ本社を持ち、両社ともに呉地区での契約実績がほとんどない業者である。</p> <p>・全省庁統一資格の有無を判断基準としている。なお、仮に役務の提供能力に不備な点が認められ、それが改められない場合は契約解除の手続きを取る事となるが、今のところ2社とも問題なく履行されている。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0 件	(審議概要) なし。
談合情報	0 件	
点検結果疑義	0 件	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	・なし。	なし。
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし。	

3. 再苦情処理（再説明請求回数）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0 件	(備考) なし。	
一般競争		0 件		
指名競争		0 件		
随意契約		0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問		回 答	
	なし。		なし。	
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし。			